第一 権利制限規定の改正

情 報 通 信 技 術 \mathcal{O} 進 展 に対 応 した 権 利 制 限規定 の整理

1 著 作 物 は、 技 術 \mathcal{O} 開 発 等 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 試 験 0) 用 に 供 する場合その他 の当該著作物 に 表 現され た思 想又は

備

感情 を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、 その必要と認め 6 れ る限度に

おいて、利用することができることとすること。

(第三十条の四関係)

2 電 子 計 算 機 に おける利 用に供され る著作物に つい て、 当 該 利用 を円滑又は 効率的 に行 うた 8 に <u>当</u> 該

利 用 に付け 随する利用に供すること等を目的とする場合には、 その必要と認めら れる限度にお 1 て、 利

用することができることとすること。

(第四十七条の四関係)

3 電 子 計 算機 を用 いて、 情報を検索 L 又は 情 報解 析 を行 \\ \\ 及 び その結果を提供 する者は 公衆 へ の

提 供 又 は 提 示が 行 わ れ た著作が 物につい て、 その 行 為 \mathcal{O} 目 的 上 必 要と認っ 8 5 れ る限 度にお 1 て、 当該 行

為に 付随して、 軽微な利用を行うこと等ができることとすること。

第四十七条の五関係)

国立 国会図 書館 が絶版等資料に係る著作物につい て自動公衆送信を行うことができる対象 の範 囲 を、

図書館等に類する外国の施設に拡大すること。

(第三十一条第三項関係)

学校等において教育を担任する者等は、 その授業の過程における利用に供することを目的とする場合

に は、 その 必要と認めら れる限度において、 公表され た著作物を公衆送信等することができることとす

るとともに、 当該 公衆送信に係 る補償金 並の支払 ζ) につい て規定すること。

(第三十五条等関係)

匹 視覚障害者等に係る権利制限規定の対象者の範囲を視覚障害その他の障害により視覚による表現の認

識が困難な者に拡大すること。

五.

(第三十七条第三項関係)

美 術 の著 作物又は写真 の著作が 物 ?を原: 作品により公に展示する者は、 当該著作物 \mathcal{O} 解 説 又は 紹 介 をする

ことを目的とする場合には、 その必要と認めら れる限度において、 当該著作物を複製し、 上映し、 又は

自動公衆送信を行うこと等ができることとすること。

(第四十七条関係)

第二 著作権者不明等の場合における著作物の利用の円滑化

玉 又は 地 方公共団体等が 著作権 者 不 -明 等 \mathcal{O} 場 合に文化庁長官の裁定を受けて著作物を利用 しようとする

ときは、補償金の供託を要しないこととすること。

(第六十七条等関係)

第三 施行期日等

この法律は、平成三十一年一月一日から施行すること。ただし、第一の三については公布の日から起

算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

(附則第一条関係)